



前号、前々号では「福祉用具専門相談員と福祉用具サービス計画の義務化」、「福祉用具貸与計画自己点検と過誤調整による返金事例」についてご紹介いたしました。今回は「福祉用具サービス計画作成のポイント」について特集いたします。



福祉用具サービス計画について

2012年4月1日からの「福祉用具サービス計画」の作成の義務化に伴い、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)」の「指定福祉用具貸与」および「指定特定福祉用具販売」において福祉用具サービス計画の作成に係る規定が新設されました。

【福祉用具サービス計画の作成に係る規定の概要】

○福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与・販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与・販売計画書を作成しなければならない。

ポイント：利用者やその家族と面談し、アセスメント(情報収集・事前評価)を行い記録を残す。

ポイント：品目・機種(型式)・単位数などは、商品を特定できるレベルで「機種名」等を記す。

ポイント：福祉用具利用目標は、品目を添えて具体的に示す。

例)目標：買い物ができる ⇒「歩行器を使って、買い物に行くことができるようになりますように」

○福祉用具貸与・販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

○福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与・販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

ポイント：同意した証拠が必要。本人または代理人の自筆のサインがいる。

○福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与・販売計画を作成した際には、当該福祉用具貸与・販売計画を利用者に交付しなければならない。

○福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与については、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

ポイント：モニタリングの結果を記録し、指定介護予防指定事業者に対し、報告を行う。

その他 気を付けたいこと

- **病名や障害状況を安易に書かない。**・・・利用する本人が不快になる表現はさける。
NG 例)末期がんのため、認知症が重症なため、頻尿なので、歩行障害があるため、等
- **経済的な事を理由にしない**・・・「最も安価な〇〇を選定しました。」など。
- 「留意事項」には、適切な利用方法についてや、細かな諸注意など、できるだけ詳細を記載する。
事故等が起こらないよう、ケアマネージャーさんに詳しく説明し、わかりやすく利用者に伝えてもらう。

留意事項の詳細説明が、不用意な事故を予防し、利用者・ケアマネ・事業所を守ることに繋がります！

[参考]『六訂 福祉用具専門相談員研修用テキスト』/ 編集：一般社団法人シルバーサービス振興会
ふくせん大阪府ブロック研修会(2016.10.3)資料